

○亀山市議会政務活動費の交付に関する規程

平成17年1月21日

議会規程第1号

改正 平成19年9月10日議会規程第1号

平成25年2月28日議会規程第1号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規程は、亀山市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年亀山市条例第5号)第5条に規定する政務活動に要する経費に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25議会規程1・一部改正)

(旅行の届出)

第2条 会派の代表者は、会派の所属議員が調査研究のため市外へ旅行しようとするときは、調査研究旅行届(様式第1号)を議長に提出しなければならない。

(平25議会規程1・旧第3条繰上)

(旅費の算定)

第3条 調査研究のため旅行したときにおける旅費は、亀山市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年亀山市条例第37号)第6条第2項及び第3項の規定を準用して算定する。

(平19議会規程1・一部改正、平25議会規程1・旧第4条繰上)

(調査研究成果の報告)

第4条 調査研究のため旅行した会派の所属議員は、議長に調査研究報告書(様式第2号)を提出しなければならない。

(平25議会規程1・旧第5条繰上)

(備品の管理)

第5条 会派の代表者は、会派が政務活動費で購入した備品(亀山市物品管理規則(平成18年亀山市規則第4号)別表の1に定めるものをいう。)を備品台帳(様式第3号)に登載して適正に管理しなければならない。

2 会派が解散したときにおける前項に規定する備品の管理は、議長が行うものとする。この場合において、議長は、当該備品を市に帰属させ、又は廃棄等適正な方法により処分することができるものとする。

(平25議会規程1・旧第6条繰上・一部改正)

(契約の締結)

第6条 会派は、事務機器等を相当期間リースする等長期にわたる債務を伴う契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。

(平25議会規程1・旧第7条繰上)

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

(平25議会規程1・旧第8条繰上)

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月10日議会規程第1号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日議会規程第1号)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

調 査 研 究 旅 行 届

年 月 日

亀山市議会議長 様

会 派 名					
代 表 者 名	㊟				
参 加 議 員 名	-----				
調 査 日	調 査 先	調 査 目 的			

行 程 路 線	運 賃(円)	特 別 料 金(円)	日 当(円)	宿 泊 料(円)	
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
～					
概 算 額					円
合 計 額	円× 人＝				円
精 算 額					

様式第1号(第2条関係)

(平25議会規程1・一部改正)

様式第2号(第4条関係)

(平25議会規程1・一部改正)

様式第3号(第5条関係)

(平25議会規程1・一部改正)